### 令和3年度 第1回天童市農業委員会総会 会議録

令和3年4月13日(火)午後2時00分 第1回天童市農業委員会総会を農業 センター大会議室に招集した。

# 1 出席委員

1番	佐	藤	悦	雄	2番	須	藤	隆	司
3番	那	須	桂	子	4番	松	田	康	政
5番	仲	野		真	6番	三	宅	藤	義
7番	髙	橋	昭	義	8番	五十	一嵐		晋
9番	今	野		滋	10番	太	田	博	巳
11番	梅	津	節	子	12番	秋	保	茂	男
13番	細	矢	幸	市	14番	小	Ш		晋
15番	武	田		仁	16番	清	野	貢	市
17番	荒	沢		亨	18番	五十	一嵐	慶	
19番	堀	越	重	助					

- 2 欠席委員なし
- 3 出席事務局職員

事務局長 松 田 健 一 事務局長補佐 結 城 篤 彦 行政主査 淺 井 宏一郎 行 政 主 査 鈴 木 麻悠子 主 事 大 貫 彰 太

- 4 議 事 日 程
  - 第1 農業委員会憲章朗読
  - 第2 開会
  - 第3 議事録署名委員の指名
  - 第4 委員長報告(農地常任委員長)
  - 第5 事務処理報告

「行事報告」

「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答」 「農地法第3条の3第1項の規定による届出受付状況報告書(相続等)」 「農地法第4条の規定による農地転用届出書の受理について」 「農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について」

#### 第6 議事

承認第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の審査について

議第1号 農地法第3条の規定による許可について

議第2号 農地法第3条第2項第5号の規定による空き家に付属した 農地の指定について

議第3号 農地法第4条の規定による許可について

議第4号 農地法第5条の規定による許可について

議第5号 令和3年度第1回農用地利用集積計画について

議第6号 天童農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

#### 第7 閉会

5 議 事 録

午後2時 開会

議 長 ただ今より、去る4月8日付け農委告示第1号をもって招集した 令和3年度 第1回 天童市農業委員会総会を開会いたします。

> 本日は、全委員出席でありますので、ただちに会議を開きます。 本日の議事進行は、総会資料を事前に配布しておりますので、事 務処理報告は読み上げを省略し、「承認第1号 農地法第18条第 6項の規定による通知の審査について」、「議第1号 農地法第3 条の規定による許可について」及び「議第5号 令和3年度第1回 農用地利用集積計画について」は集約説明とします。

> 本日の議事進行について、このように取扱うことに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

御異議がございませんので、そのように取扱うことに決定しました。

## 議 長 **日程第3** 議事録署名委員を指名します。

2番 須藤 隆司 委員3番 那須 桂子 委員両委員にお願いします。

議 長 日程第4 委員長報告をお願いします。

細矢幸市 農地常任委員長。

細矢委員

3月15日、第7回農地常任委員会を開催いたしました。内容は 新設農家2件の審査です。この2件については特に問題なしとなり ましたので、今回の総会の3条に挙がっておりますのでよろしくお 願いいたします。

議 長 日程第5 事務処理報告をお願いします。

松田局長

お手元の事務処理報告を御覧ください。3月16日から本日の総会までの行事報告となっておりますので、御確認をお願いします。 次に総会資料を御覧ください。

1ページが「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について」です。件数2件、面積969.00㎡です。

2ページが「農地改良(畑地への変更等)届出受付状況報告書」です。件数1件、面積4,444.00 ㎡です。

3ページが「農地法第3条の3第1項の規定による届出受付状況報告書(相続等)」です。件数9件、合計面積66,709.99㎡です。

5ページが「農地法第4条の規定による農地転用届出書の受理について」です。件数1件、面積238.00 ㎡です。

6ページが「農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について」です。件数1件、面積618.00 ㎡です。

以上でございます。よろしくお願いします。

議 長 ただいま事務局から事務処理報告がありましたが、皆様から御質 問等はございませんか。

(質疑なしの声)

議 長 質問等がないようですので、次に進みます。

議 長 **日程第6** 議事に入ります。承認第1号「農地法第18条第6項 の規定による通知の審査について」を上程します。

(佐藤職務代理者、仲野委員退室)

事務局の説明を求めます。

大貫主事 (総会資料に基づき説明。)

議 長 ただいま説明がありましたが、御質問等はございませんか。

(質問なし)

議 長 お諮りいたします。

承認第1号については、通知のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

御異議なしと認め、承認第1号は承認することに決定しました。 (佐藤職務代理者、仲野委員入室)

議 長 議第1号「農地法第3条の規定による許可について」を上程しま す。事務局の説明を求めます。

大貫主事 (総会資料に基づき説明。)

議 長 続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。

仲野委員 1番。事由のとおり問題ありません。

清野委員 2番。事由のとおり問題ありません。

太田委員 3番、4番、5番、6番、7番、8番。事由のとおり問題ありません。

松田委員 9番、10番。事由のとおり問題ありません。

須藤委員 11番、12番。事由のとおり問題ありません。

三宅委員 13番、14番。事由のとおり問題ありません。

髙橋委員 15番。事由のとおり問題ありません。

今野委員 16番、17番、18番、19番、21番。事由のとおり問題ありません。

武田委員 20番。事由のとおり問題ありません。

議 長 ただいま説明がありましたが、皆様から御質問等はございません か。清野委員。

清野委員 3番から7番ですが、新規就農とありますが予定作物と経営形態 をうかがいたい。

議 長 太田委員。

太田委員 この度新規就農で3月に審査をしていただきまして、問題なしと 認められた件です。受人は去年の9月まで会社に勤めておりまして、 その後就農しております。約5町歩ですが父親から譲り受けた面積

もございます。田が4町歩でこれも譲り受けたもので、残りが果樹畑になります。主にラフランスが多いのかなと私は思っております。

議 長 事務局。

大貫主事 実家が寺津で大きく農家をされています。今回の面積には実家の 面積も含めてあります。

議 長 清野委員。

清野委員 1人とあるのですが1人では到底できないと思うのですが、人を 雇って経営するのかは聞いてませんか。

議 長 太田委員。

太田委員 現在、御両親も手伝うという予定のようです。資料に1人と挙がっている理由は私もわかりませんが。3人はおります。

議長この新規就農の件は、農地常任委員会に諮ったんですよね。

太田委員はい。

議 長 清野委員、よろしいですか。

清野委員 はい。

議 長 他に質問はございませんか。那須委員。

那須委員 1番も経営面積が膨大なのに農業従事者が1人ですがその点は いかがですか。

議 長 事務局。

大貫主事 1番に関しましても実家が乱川で大きく農家をされています。今 回譲受人が借りる畑は啓翁桜を植えるということで申請を受けて おります。また、譲受人の兄弟が会社の運営等はされているそうで すが、今回は譲受人が別経営で啓翁桜を植えるということで申請を いただいております。

議 長 那須委員。

那須委員 兄弟の協力があるという記載があってもいいと思います。

議 長 細矢委員。

細矢委員 譲受人は元農協職員です。友人が多くお互い手伝いに行ったり来 たりしておるようです。昔でいう結のような感じで仕事を進めてい るようです。

議長小川委員。

小川委員 譲受人に関しましては何年か前に新規就農で手を挙げまして、兄 から手伝えと言われたのがきっかけとなりました。その後自分でも

野菜を作りたいということでした。従業員は兄の方から回してもら うような形を取っているようです。

議 長 ただいま説明がありましたが、他に質問等はございませんか。 那須委員。

那須委員 1番ですが従業員を回している等記載があれば良いと思います。 議 長 その他ございますか。

(質問なし)

議 長 ではお諮りいたします。議第1号について、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 御異議なしと認め、議第1号は申請のとおり許可することに決定 しました。

議 長 議第2号「農地法第3条第2項第5号の規定による空き家に付属 した農地の指定について」を上程します。事務局の説明を求めます。

大貫主事 (総会資料に基づき説明。)

議 長 地区担当農業委員の説明を求めます。

1番、武田 仁委員。

武田委員 事由のとおり問題ありません。

議長 2番、太田 博巳委員。

太田委員 間接的に話を聞いたところ、旦那さんが亡くなり、おばあちゃん がいますが施設に入っているそうです。屋敷と屋敷の裏は現在おじ さんが管理しておりますので荒れてはいないですけど、空き家バン クに登録したいということで申請が出ております。

議 長 ただいま説明がありましたが、ご質問等ありませんか。 細矢 幸市委員。

細矢委員 現在農家の要件が5反歩であり、2番は面積が5反歩以上あるので農家の要件を満たす。よってこの農地は通常の農地と同様の扱いになるのではないか。5反歩以上の農地でも空き家に付属した農地となるのか。

議 長 事務局。

大貫主事 空き家に付属した農地については下限面積は0.1aとあるので すが、上限については今の所設定はしていません。確かに農家の資 格がなくても5反歩を超えているので買えるんですが、御本人が全 部指定するということでお話をいただきましたので、今回は挙げさ せていただきました。

議 長 細矢委員。

細矢委員 ということは農家でなくても、空き家に付属した農地であれば5 反歩でも1町歩でも買えるということになるんですか。

議 長 事務局。

大貫主事 そういうことになります。

議長清野委員。

清野委員 地図を見る限り、道路に接道している農地です。これまでは上限 についての議論はしてこなかった。今後はこういうケースも出てく る可能性がありますから、審議も進めていった方が良いというのが 私の意見です。

議 長 事務局。

大貫主事 上限についてはこれまでお話しさせていただいてこなかったので、これを機会に内部でも検討していきたいと思います。

議 長 梅津委員。

梅津委員 この農地は一種農地ですよね。そういう所を空き家バンクで取得 して良いのかなと疑問に思いました。

議 長 事務局。

大貫主事 空き家バンクについての農地の種類についての明確な基準がないのが現状です。今回は御本人の希望に添って申請をいただいたことになります。

議 長 今野委員。

今野委員 今回は空き家バンクに登録するということで、たまたま 5 反 8 畝 農地があったということです。指定してくださいということで挙がっている案件ですから、事務処理的には正しい訳です。

後は我々農業委員会として、これを買いたいという人が現れた時点で、新設農家として審議するとか取り決めをしておけばよろしいんじゃないかと思います。

通常であれば審議は必要ないんですけど、0. 1a以上であれば 空き家バンクに登録していれば自動的に許可できるんですけど、そ れでは不安だという声が挙がっておりますので、買いたい人が現れ た場合には新設農家の審査をするという条件をつけるということ でよろしいのではないでしょうか。

議 長 細矢委員。

細矢委員 今野委員の言ったようになれば良いんですが、買った人が法律に 詳しい方で、付属した農地に指定されているんだからどのように使 ってもいいんだろうと言われたら法律上はどうなるんでしょうね。

議 長 事務局。

大貫主事 あくまで今回は農地の指定ですので、指定された農地に関しては 農地としてしか売買できないように、事務局でも対応させていただ きたいと思います。

議 長 三宅委員。

三宅委員 空き家に付属した農地に指定されると、所有権移転や賃貸借の設定はできなくなるんですか。住宅と分けて売ったり貸したりできるんですか。

議 長 事務局。

大貫主事 付属で考えていただくと良いかと思います。

議 長 三宅委員。

三宅委員 空き家と付属した農地は、買った本人しか動かせないということ ですか。

議 長 事務局。

大貫主事 はい。基本的にはそうです。

議 長 五十嵐委員。

五十嵐委員 空き家を買った人は、イコール農家になるということですか。

議 長 佐藤職務代理。

佐藤職務代理 やはり今野委員が言ったように、空家バンクに登録した空き家と 付属した農地を買うということは、天童市の農家の下限面積5反歩 にも抵触してくるから、買う人を限定してもらわないといけない。 例えば会社員が買って、道路に接しているからと宅地に転用して 売ってしまうということもあるから、農業委員会で厳しく選定して 行った方が良いと思います。

議 長 5 反歩以上ある場合は農家登録なっている人しか空き家バンク とはいえ買えないなど限定しないと、ややこしくなる気はする。今 後空き家も付属した農地も増えてくる可能性大ですので。 議 長 他に意見等はございませんか。

(質問・意見なし)

議 長 お諮りいたします。議第2号について、申請のとおり指定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 御異議なしと認め、議第2号は申請のとおり指定することに決定 しました。

議 長 議第3号「農地法第4条の規定による許可について」を上程しま す。事務局の説明を求めます。

大貫主事 (総会資料に基づき説明。)

議 長 地区担当農業委員の説明を求めます

松田委員 昨年の12月にこちらにパイプハウスのわら小屋があったのですが、大雪で潰れてしまいました。農業委員会からは若干違反の疑いがあるという指摘がございまして、この度なごみ農産でいったん更地にして、許可を取って農業用施設を建てたいということでございます。

議 長 続いて、調査会委員の説明を求めます

五十嵐慶-委員 4月5日 佐藤職務代理と私で調査会を行いました。わらと畜産業の会社で、多角的に頑張っている会社です。申請地は会社所有の土地で隣に自分のわら畑があり、そこの延長という事ですので問題ないかと思われます。

議 長 ただいま説明がありましたが、皆様から質問等はございませんか。 (質問なし)

議 長 お諮りいたします。

議第3号について、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 御異議なしと認め、議第3号は申請のとおり許可することに決定 しました。

議 長 議第4号「農地法第5条の規定による許可について」を上程しま す。事務局の説明を求めます。 大貫主事 (総会資料に基づき説明。)

議 長 地区担当農業委員の説明を求めます

松田委員 場所は山口小学校の西側、国道48号線沿いになります。お子さんの駐車スペースが足りないため、住宅の裏の農地を譲受け既存敷地を拡張したいということです。

議 長 続いて、調査会委員の説明を求めます

五十嵐慶一委員 4月5日、松田委員の案内で私と佐藤委員と現地調査してまいりました。今説明のあったとおり、国道48号線沿いにあり敷地が狭いので車2、3台分広げたいという希望だそうです。周囲にも迷惑かけるような場所ではないですので問題ないと思います。

議 長 ただいま説明がありましたが、皆様から質問等はございませんか。 (質問なし)

議 長 お諮りいたします。議第4号については、申請のとおり許可する ことに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議第4号は申請のとおり許可することに決定しました。

議 長 議第5号「令和3年度第1回農用地利用集積計画について」を上 程します。事務局は集約して説明をお願いします。

(清野委員他関連ある委員退室)

鈴木行政主査 (総会資料に基づき説明。)

議 長 ただいま説明がありましたが、皆様から御質問等はございません か。那須委員。

那須委員 56ページ、利用目的が果樹で賃借料が金銭でなくて玄米という のもあるのでしょうか。

議 長 事務局。

鈴木行政主査 借賃については、以前の契約から支払いは玄米でやってらっしゃったようなので、お互いの話し合いで米のやりとりにすると合意しているようです。

議 長 その他御質問等ございませんか。

(質問なし)

議 長 お諮りいたします。

議第5号については、原案のとおり決定することに御異議ござい ませんか。

(異議なしの声)

議 長 御異議なしと認め、議第5号は原案のとおり決定しました。

議 長 議第6号「天童市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を上程します。

(佐藤職務代理者、三宅委員、細矢委員 退室)

事務局は簡潔に説明をお願いします。

結城補佐 (総会資料に基づき説明。)

議 長 ただいま説明がありましたが、御質問等はございませんか。

(質問なし)

議 長 お諮りいたします。議第6号について、原案のとおり変更することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 御異議なしと認め、議第6号については、原案のとおり変更する ことに異議なしとして意見することに決定しました。

(佐藤職務代理者、三宅委員、細谷委員 入室)

議 長 本日の議事はすべて終了しました。

以上をもちまして、令和3年度第1回天童市農業委員会総会を閉 会いたします。

午後3時 閉会

上記のとおり会議の内容を収録し、相違のないことを証するため署名する。

令和3年4月13日

天童市農業委員会 第1回総会

議 長 堀越 重助

議事録署名委員 2番 須藤隆司 委員

3番 那須桂子 委員